

株 主 各 位

札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号

株式会社CEホールディングス

代表取締役社長 杉 本 恵 昭

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月17日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。 敬 具

記

1. 日 時 平成27年12月18日（金曜日）午前11時
2. 場 所 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
株式会社CEホールディングス 本社4階会議室
※末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照の上、お間違えないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ce-hd.co.jp>）に掲載させていただきます。

【ご案内】株主懇親会のお知らせ

株主総会終了後、皆様と当社役員との懇親会を催したいと存じますので、お気軽にご出席いただき、ご意見・ご質問などを賜りたいと存じます。

事業報告

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資は総じて持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調が続いているものの、中国を始めとするアジア新興国等の景気の下振れ懸念など、依然として先行きは不透明な状態が続いております。

ソフトウェア業界におきましては、ソフトウェア投資は緩やかに増加しており、全体としては底堅く推移しております。

当社グループが事業を展開しております医療情報システム業界におきましては、「地域医療構想」の策定が進められており、病床機能の再編に向けた取り組みが医療機関に求められております。また、医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置された「平成27年度 地域医療介護総合確保基金」(医療分：904億円、介護分：724億円)により、ICTを活用した医療情報連携ネットワーク事業等が計画されております。医療のICT化が推進される中、今後も医療の質向上や効率化に寄与する電子カルテシステム、地域医療連携システム、医療介護連携システムの普及が期待されております。

このような状況の中、当社グループは、政府が推進する地域包括ケアシステムの構築を見据え、医療と介護のシステム連携や、医療機関における地域連携室の退院・転院調整業務をWebサービスで支援する地域連携室支援サービス「れんさく君」の販売を開始いたしました。また、医療機関における業務の効率化や医療データのセキュリティ強化のニーズに応えるべく、電子カルテシステム「MI・RA・I s (ミライズ) シリーズ」のクラウド対応版の販売も開始しております。

当社グループの主力事業である電子カルテシステム事業におきましては、地域における医療課題の解決を図るため、平成21年度から平成24年度補正予算によって各都道府県に設置された「地域医療再生基金」対象事業の計画期間が、平成26年3月末をもって概ね終了したことや、消費税率の引き上げ等から、医療情報システムへの投資が停滞傾向となる中、積極的な営業活動に取り組んだ結果、平成27年9月末の「MI・RA・I s シリーズ」のユーザー数は、前期末より69件増加し、709ユーザーと順調に推移いたしました。しかしながら、受注獲得のための競争激化や顧客との将来を見据えた取引などから採算性の低い検収物件が多く利益率が低下したこと、また人員体制の強化や営業拠点の拡張など固定費も増加したことから、利益面におきましては、厳しい状況となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,393百万円(前期比1.6%減)、売上総利益1,278百万円(前期比23.0%減)、営業利益135百万円(前期比81.3%減)、経常利益211百万円(前期比72.4%減)、当期純利益は119百万円(前期比73.1%減)となりました。また、受注状

況につきましては、受注高7,490百万円（前期比2.4%減）、受注残高3,138百万円（前期比8.6%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

〔電子カルテシステム事業〕

電子カルテシステム事業は、「MI・RA・I s ユーザーフォーラム」の活動等を通じてユーザーニーズの把握に努め、製品の機能強化に取り組むとともに、品質マネジメントシステムの構築を継続的に推進し、顧客満足度の向上並びに製品・サービスの品質確保を図ってまいりました。主力の電子カルテシステム「MI・RA・I s / P X」などの医療情報システムの販売につきましては、新規及びシステム更新案件の開拓、並びに地域医療介護総合確保基金に関する事業の取り込みに注力してまいりました。また、看護業務支援システム「ナース物語」シリーズにつきましては、電子カルテシステムと親和性が高いシステムとして、「MI・RA・I s シリーズ」と合わせ、その拡販に取り組むとともに、開発・販売の一体化など、更なる相乗効果に取り組んでまいりました。

健康・医療ソリューション「Health Clover（ヘルスクローバー）」につきましては、医療現場のニーズに応えるべく、更なる機能拡張やサービス充実を図り、「電子カルテ／地域医療連携ソリューション」とともに、政府諸施策を見据えながら販売活動に取り組んでまいりました。また、医療情報システムの受託開発につきましては、地域中核病院を中心に継続的に日本電気株式会社から受注し開発・導入作業を行ってまいりました。

当社グループの大半を占める電子カルテシステム事業の業績につきましては、前記の状況により、受注高7,451百万円（前期比2.4%減）、受注残高3,132百万円（前期比8.7%増）、売上高7,340百万円（前期比1.4%減）、セグメント利益260百万円（前期比70.4%減）となりました。

〔その他〕

その他におきましては、全世代に発信するヘルスケア関連情報サイト「Moccosuku（もこすく）」において、ユーザーニーズを捉えた記事を配信し、記事内容にマッチした誘導リンクを配置することにより、アクセス数の増加、ひいてはサイト価値の向上を図るとともに、サービス領域拡大に取り組んでまいりました。また、高齢者向け安否連絡システム「安タッチ（あんタッチ）」を中心に、高齢者向け医療・健康関連システムの提供にも努めてまいりました。

その他の業績につきましては、受注高38百万円（前期比1.9%増）、受注残高5百万円（前期比34.7%減）、配置薬事業から撤退したことにより売上高52百万円（前期比28.2%減）、セグメント損失102百万円（前期セグメント損失134百万円）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

事業区分	第19期 (平成26年9月期)		第20期 (平成27年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
電子カルテシステム事業	7,443,417	99.0	7,340,328	99.3	△103,089	△1.4
その他	73,436	1.0	52,715	0.7	△20,721	△28.2
合計	7,516,854	100.0	7,393,044	100.0	△123,810	△1.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は74百万円で、無形固定資産を含んでおります。

その主なものは、販売用電子カルテシステムのソフトウェア33百万円、自社利用のソフトウェア15百万円、コンピュータ及び周辺機器等24百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成27年3月3日付で、株式会社エムシーエスの第三者割当により発行した新株式5,100株（所有割合51.0%）を引受け、同社を連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成24年 9 月期)	第 18 期 (平成25年 9 月期)	第 19 期 (平成26年 9 月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (平成27年 9 月期)
売 上 高 (千円)	4,846,166	6,792,280	7,516,854	7,393,044
営 業 利 益 (千円)	385,574	635,222	723,591	135,407
経 常 利 益 (千円)	386,805	684,071	765,323	211,435
当 期 純 利 益 (千円)	207,330	429,619	445,692	119,780
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	57.53	120.56	125.07	33.49
総 資 産 (千円)	5,172,163	5,589,318	5,450,369	5,341,189
純 資 産 (千円)	2,909,875	3,351,657	3,723,233	3,890,314
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	811.93	927.26	1,038.67	1,041.71

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成24年 9 月期)	第 18 期 (平成25年 9 月期)	第 19 期 (平成26年 9 月期)	第 20 期 (当事業年度) (平成27年 9 月期)
売 上 高 (千円)	4,814,308	4,189,488	305,291	426,358
営 業 利 益 (千円)	392,250	499,889	113,286	202,968
経 常 利 益 (千円)	401,999	524,403	117,971	253,555
当 期 純 利 益 (千円)	219,053	332,956	49,193	268,626
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	60.78	93.43	13.80	75.12
総 資 産 (千円)	5,155,793	4,222,033	3,878,704	3,904,753
純 資 産 (千円)	2,903,545	3,221,022	3,221,562	3,428,759
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	814.76	902.97	903.12	951.75

(注) 1. 売上高には営業収益を含めて記載しております。

2. 当社は、平成25年4月1日付で持株会社体制へ移行しております。このため、第18期以降の経営指標は大きく変動しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社シーエスアイ	100百万円	100.0%	電子カルテシステムの開発・販売 医療情報システムの受託開発
株式会社M o c o s u k u	85百万円	62.4%	インターネットを利用した医療・ヘルス ケア関連情報サービスの提供
株式会社エムシーエス	100百万円	51.0%	医療ソフトウェアの開発・販売・導入サ ポート・保守
株式会社ディージェーワールド	10百万円	100.0%	医療情報システムの受託開発、ソフトウ ェアの企画・開発・コンサルタント

- (注) 1. 当社の連結子会社は5社であり、持分法適用関連会社は1社であります。
2. 連結子会社の株式会社エル・アレンジ北海道は、当連結会計年度末時点で清算手続き中であつたため、上表には記載しておりません。なお、同社は平成27年11月17日に清算終了しております。
3. 株式会社CEリブケアは、平成27年2月2日に株式会社M o c o s u k uへと商号変更いたしました。
4. 当社は、平成27年3月3日に株式会社エムシーエスの株式を51.0%取得し、連結子会社としております。
5. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社シーエスアイ
特定完全子会社の住所	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	959百万円
当社の総資産額	3,904百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、電子カルテシステム事業を主力事業としながら、当社グループと相乗効果が見込める企業と業務提携や資本提携を行い、グループ規模を拡大するとともに、コンプライアンスや企業の社会的責任への取り組みを推進することにより、企業価値の最大化を図ってまいりたいと考えております。そのため以下に示す対処が必要であると考えております。

① 品質・顧客満足度向上について

当社グループの主要子会社である株式会社シーエスアイが提供する「MI・RA・I sシリーズ」は、「進化する電子カルテシステム」として、診療、安心・安全、経営そして連携を基本にユーザーの視点に立ち、常に付加価値の高い製品としてシステムの改良と機能強化を重ね、提供してまいりました。また、看護業務支援システムである「ナース物語」シリーズの開発と販売を手掛ける株式会社エムシーエスを平成27年3月3日に連結子会社とし、提携を強化することで、電子カルテシステムと一体化した看護業務支援システムの開発・導入体制の強化に取り組み始めたところであります。

当連結会計年度におきましては、「MI・RA・I sユーザーフォーラム」の活動充実等によりユーザーニーズの把握やコミュニケーション向上に努めたほか、品質マネジメントシステムの構築を継続的に推進し、製品・サービスの品質確保及び顧客満足度向上への取り組みを進めてまいりました。

今後も主力の電子カルテシステム「MI・RA・I sシリーズ」に、「電子カルテ／地域医療連携ソリューション」、看護業務支援システム「ナース物語」シリーズ、また医療機関向け地域連携室支援サービス「れんさく君」や、健康・医療ソリューション「Health Clover」を加えた患者中心の医療のトータルソリューションにより、医療のみならず、介護や生活支援も一体的に見据えた情報連携システムを提供することで、地域医療連携や医療介護連携の構築を支援し、地域包括ケアシステムの実現に貢献してまいります。

② 新規事業について

株式会社駅探との合併により設立した連結子会社である株式会社Moccosukuにおきましては、ヘルスケア関連情報サイト「Moccosuku」を通じて、「もっと 幸福に 健やかに 暮らす」ことを望む全ての人をターゲットとした情報の提供を進めてまいりました。今後は、他社との業務提携を通じてサービス領域拡大を図るとともに、早期の黒字化を目指し取り組んでまいります。

今後も既存事業の競争力や効率性を一層高めていくほか、積極的に業務提携や資本提携を活用することにより、電子カルテシステム事業を核にシナジーを有する事業や付随する事業などへの進出を図り、次なる事業の柱を育てていきたいと考えております。

③ 内部管理体制の強化について

企業が社会的責任を誠実に果たすことは、安定した経営を継続するための必須条件です。

当社グループは、法令・定款、社会規範を順守するため、経営理念・経営方針に基づき、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程・リスク管理基本規程を制定し、グループ各社への周知を徹底するとともに、内部統制システムの構築・維持・向上に取り組んでおります。

加えて、情報セキュリティの管理を徹底し、当社グループに関わる情報資産を様々な脅威から守るとともに、製品やサービスを中心とした事業全般の品質管理についても、適切な運用・管理・維持・改善に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も皆様方のご期待にお応えすべく、役職員一同、業容の拡大と企業価値の向上を目指す所存でございますので、引き続きご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

事業区分	主要な製品・サービス
電子カルテシステム事業	電子カルテシステムの開発・販売 一般病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX」 混在型病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX TYPE X」 精神科単科病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX TYPE M」 小規模医療機関向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX TYPE C」 看護業務支援システムの開発・販売 看護業務支援システム 「ナース物語」シリーズ 医療情報システムの受託開発
その他	医療・健康関連システムの提供 医療情報・ヘルスケア情報に関連するインターネットを利用した情報サービスの提供

(6) 主要な営業所等（平成27年9月30日現在）

本社 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号

株式会社シーエスアイ

本社 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号

東京支社 東京都港区芝浦一丁目12番3号 Daiwa芝浦ビル

大阪支店 大阪市中央区本町三丁目5番7号 御堂筋本町ビル

九州支店 福岡市博多区博多駅前一丁目4番4号 JPR博多ビル

株式会社Moccosuku

本社 東京都港区芝浦一丁目12番3号

株式会社エムシーエス

本社 青森県弘前市大字宮川三丁目5番地2

東京支店 東京都台東区台東二丁目9番4号

(注) 東京支店は平成27年10月5日に東京都港区芝浦一丁目12番3号 Daiwa芝浦ビルへ移転しております。

株式会社ディージェーワールド

本社 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号

株式会社駅探

本社 東京都港区西麻布四丁目16番13号

(7) 使用人の状況 (平成27年9月30日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
213名	45名増

(注) 1. 上記使用人数には、臨時従業員15名は含まれておりません。

2. 大幅な増員につきましては、平成27年3月3日に株式会社エムシーエスを連結子会社としたことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

当社は持株会社であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 洋 銀 行	203百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	90百万円
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	63百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	32百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	31百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年9月30日現在）

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 9,983,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 3,599,636株（自己株式104,064株を除く。） |
| ③ 株主数 | 2,889名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
日本電気株式会社	300,000株	8.33%
杉本 恵昭	277,700株	7.71%
江上 秀俊	166,000株	4.61%
井戸川 静夫	103,500株	2.88%
株式会社光通信	95,900株	2.66%
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TRADING - P/B	80,200株	2.23%
日本事務器株式会社	70,800株	1.97%
株式会社北洋銀行	56,300株	1.56%
山下 良久	53,800株	1.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	45,500株	1.26%

- (注) 1. 当社は、自己株式を104,064株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（平成27年9月30日現在）

平成24年11月19日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
2,640個
- ・新株予約権の目的となる株式の数
264,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
1個あたり 1,060円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 57,400円（1株当たり 574円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から、上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年1月5日から平成31年12月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 1) 本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年9月期及び平成26年9月期の連結損益計算書における経常利益の合計額が8億円を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - 2) 本新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位（以下、「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - 3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	1,920個	192,000株	5名
社外取締役	—	—	—
監査役	30個	3,000株	1名

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	赤 塚 彰	株式会社シーエスアイ 取締役会長 株式会社 駅探 社外取締役
代表取締役社長	杉 本 恵 昭	株式会社シーエスアイ 代表取締役社長 株式会社 駅探 社外取締役
常務取締役	田 原 保	新規事業担当 株式会社シーエスアイ 常務取締役 新規事業担当
常務取締役	松 澤 好 隆	管理担当 株式会社シーエスアイ 常務取締役 管理本部 部長
取締役	宮 崎 寛 和	営業担当 株式会社シーエスアイ 取締役 事業統括 本部 部長
取締役	中 家 章 雄	日本電気株式会社 医療ソリューション事業部 社長
常勤監査役	浅 山 正 紀	株式会社シーエスアイ 監査役
監査役	名 倉 一 誠	弁 護 士
監査役	且 井 信 昭	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士

- (注) 1. 取締役中家章雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役名倉一誠、且井信昭の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役名倉一誠、且井信昭の両氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
4. 監査役名倉一誠氏は、弁護士として、法務及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役且井信昭氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 取締役村上廣美、山口琢也の両氏は、平成26年12月19日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- (2) 取締役宮崎寛和、中家章雄の両氏は、平成26年12月19日開催の第19回定時株主総会において取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- (3) 平成26年12月19日付をもって、次のとおり取締役の担当に異動がありました。

氏 名	異動後の地位及び担当	異動前の地位及び担当
松澤好隆	常務取締役 管理担当	取締役 管理担当
宮崎寛和	取締役 営業担当	(新任)

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	106百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10百万円 (3百万円)
合 計	9名	117百万円

- (注) 1. 上記には、平成26年12月19日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 第19回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び現任の社外取締役1名については、無報酬のため支給人員には含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成12年12月26日開催の第5回定時株主総会決議において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成12年12月26日開催の第5回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。
6. 上記報酬等の額には、平成18年12月21日開催の第11回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し支給した役員退職慰労金5百万円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中家章雄氏は当社の大株主である日本電気株式会社の医療ソリューション事業部長であり、同社と当社の間には営業上の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役 中 家 章 雄	平成26年12月19日就任以降開催の取締役会16回のうち15回に出席しております。必要に応じ、医療ソリューション業界における豊富な経験から助言・発言を行っております。
社外監査役 名 倉 一 誠	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、監査役会16回全てに出席しております。必要に応じ、弁護士としての経験を活かした助言・発言を行っております。
社外監査役 且 井 信 昭	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回に出席し、監査役会16回のうち14回に出席しております。必要に応じ、公認会計士・税理士としての経験を活かした助言・発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役並びに各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人シドー

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価及び職務遂行状況並びに監査計画の内容と報酬見積りとの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システムの基本方針」という。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念・経営方針に基づき、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程を制定し、当社及び当社子会社において、これらの社内周知を徹底するとともに、コンプライアンス体制の基盤整備並びに内部統制システムの構築・維持・向上を推進しております。

また、業務執行における各種法令・定款並びに企業行動憲章等の順守を担保するため、使用人の相談窓口として「企業倫理ヘルプライン」を整備・運用するとともに、監査役による定期的な業務監査を実施しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会並びに取締役会議事録、稟議書、契約書等の取締役の職務の執行に係る重要事項については、文書取扱規程に基づき保管・管理するものとし、監査役・会計監査人等からの閲覧要請に備える体制をとっております。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本規程」をはじめとした各種規程の整備と内部牽制体制の充実を図るとともに、定期的な内部監査を実施することにより、リスク顕在化を未然に防止するよう努めております。

また、万一リスクが生じた場合その解決に向けて迅速に情報収集・分析を行い、リスク管理統轄機関を中心としたリスク管理体制のもと、的確な対応を行うこととし、法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士と適宜連携できる体制をとっております。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役会では、様々な視点からなる検討と活発な意見の交換を踏まえたうえで、事業活動の意思決定を行っております。

また、当社及び当社子会社の取締役会決議により改廃される職務権限規程及び職務分掌規程に従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の主要な日常事務については、稟議・決裁権限及び会計に関する部分において当社に準じた運用を行っております。その他の子会社業務については、「関係会社管理規程」に基づき、適宜子会社より報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。

なお、当社の取締役は、各子会社の取締役を兼任しており、職務の執行状況を随時把握しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置することといたします。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人は、監査役の指示に従って、監査役の職務の補助に当たらせるとともに、当該使用人が監査役の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該使用人の人事異動等の雇用条件に関する事項については、予め監査役に相談し、意見を求めることといたします。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会及び重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人からの報告を受けております。また、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、職務執行に関し重要な法令・定款違反及び不正行為又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合、並びに社内における問題点を収集・分析し重要と判断した場合には、当社の監査役へ報告することとしております。
- ⑨ 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
前号の監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないこととしております。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還を請求したときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととしております。
- ⑪ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役規則に従い、監査役は会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携体制をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。また、監査環境において不足していると認められる事項について、監査役は取締役に助言・提言・勧告を行うこととしております。
- ⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従って、良好な統制環境を保持するとともに、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力の排除をコンプライアンスや企業の社会的責任への重要な取り組みの一つとして位置付け、反社会的勢力や団体に対しては「恐れない」「金を出さない」「利用しない」の原則を事業活動のあらゆる分野で順守し、関係をもたない旨を基本方針としております。
反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、上記基本方針を含む「企業行動規範」を定めるとともに、「コンプライアンス規程」を通じ、当社及び当社子会社においてこれらの社内周知の徹底を図っております。万が一、反

社会的勢力や団体から不当要求等を受けた場合には、経営企画室を対応担当部門とし、関係部門と協議を行うとともに、警察・弁護士・その他関係機関等と連携し対応いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、内部統制システムの基本方針を一部改定しております。

上記内部統制システムの基本方針の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・内部統制システムの基本方針のほか、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程・リスク管理基本規程等、当社グループ全社に適用すべき方針や規範、規程類(以下、「グループ規程」という。)については、当社及び子会社各社の社内ウェブサイト・イントラネットにより常時閲覧できる体制をとるほか、朝礼で黙読を行うなど、グループ規程の周知を図り、その理念の浸透に努めております。
- ・社外監査役を相談窓口とした内部通報制度「企業倫理ヘルプライン」を整備・運用するとともに、監査役及び内部監査部門による監査を実施することにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図っております。
- ・子会社を含めた業務の適正性確保のため、当社取締役会において、子会社の取締役を兼務する取締役は、子会社の現況について適宜報告を行っております。また、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社取締役会に報告あるいは付議を行い、タイムリーな情報の共有に努めております。
- ・監査役は、月1回の定時監査役会のほか、必要に応じ臨時に監査役会を開催し、随時取締役に当社グループの現況について報告を求めるなど、監査の実効性の確保に努めております。また、効率的な監査を実施するため、四半期ごと定時に、また必要に応じ臨時に、会計監査人及び内部監査部門と意見交換の場を設けております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,111,240	流動負債	1,096,193
現金及び預金	1,328,861	買掛金	594,150
受取手形及び売掛金	1,319,967	1年内返済予定の長期借入金	158,384
商品及び製品	619	リース債務	2,501
仕掛品	260,020	未払金	80,683
原材料及び貯蔵品	839	未払法人税等	50,316
前払費用	31,038	未払消費税等	93,443
繰延税金資産	27,202	未払費用	10,741
未収法人税等	136,800	前受金	24,296
その他	7,333	預り金	10,813
貸倒引当金	△1,444	賞与引当金	69,612
固定資産	2,229,948	その他	1,249
有形固定資産	373,957	固定負債	354,680
建物及び構築物	220,126	長期借入金	262,254
車両運搬具	2,861	リース債務	4,650
器具備品	37,216	退職給付に係る負債	34,150
土地	113,752	長期未払金	29,250
無形固定資産	86,977	その他	24,375
商標権	2,322	負債合計	1,450,874
ソフトウェア	68,862	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	15,576	株主資本	3,749,143
電話加入権	216	資本金	1,136,590
投資その他の資産	1,769,013	資本剰余金	1,157,316
投資有価証券	413,606	利益剰余金	1,511,708
関係会社株式	1,081,938	自己株式	△56,472
出資金	50	その他の包括利益累計額	628
差入敷金保証金	84,702	その他有価証券評価差額金	628
繰延税金資産	25,330	新株予約権	2,798
退職給付に係る資産	85,653	少数株主持分	137,743
その他	78,171	純資産合計	3,890,314
貸倒引当金	△440	負債・純資産合計	5,341,189
資産合計	5,341,189		

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,393,044
売上原価	6,114,540
売上総利益	1,278,503
販売費及び一般管理費	1,143,095
営業利益	135,407
営業外収益	
受取利息	586
受取配当金	3,827
投資有価証券売却益	19,439
保険解約返戻金	19,682
投資事業組合運用益	7,675
持分法による投資利益	25,025
その他	6,434
営業外費用	
支払利息	5,021
その他	1,622
経常利益	211,435
特別利益	
持分変動利益	2,799
税金等調整前当期純利益	214,234
法人税、住民税及び事業税	78,357
法人税等還付税額	△7,039
法人税等調整額	24,751
少数株主損益調整前当期純利益	118,164
少数株主損失	1,615
当期純利益	119,780

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,136,590	1,155,807	1,473,610	△76,008	3,690,000
当期変動額					
剰余金の配当			△71,272		△71,272
当期純利益			119,780		119,780
非連結子会社との合併による変動			△2,162		△2,162
自己株式の処分		1,509		19,536	21,045
持分法の適用範囲の変動			△8,247		△8,247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	1,509	38,097	19,536	59,143
当期末残高	1,136,590	1,157,316	1,511,708	△56,472	3,749,143

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	11,449	11,449	3,180	18,603	3,723,233
当期変動額					
剰余金の配当					△71,272
当期純利益					119,780
非連結子会社との合併による変動					△2,162
自己株式の処分					21,045
持分法の適用範囲の変動					△8,247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10,820	△10,820	△381	119,140	107,938
当期変動額合計	△10,820	△10,820	△381	119,140	167,081
当期末残高	628	628	2,798	137,743	3,890,314

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	696,540	流動負債	184,490
現金及び預金	627,302	1年内返済予定の長期借入金	158,384
前払費用	6,228	未払金	3,285
繰延税金資産	5,281	預り金	2,666
関係会社貸付金	3,396	前受収益	8,800
未収法人税等	51,190	その他	11,354
その他	3,159	固定負債	291,504
貸倒引当金	△18	長期借入金	262,254
固定資産	3,208,213	長期未払金	29,250
有形固定資産	321,202	負債合計	475,994
建物	202,077	純資産の部	
構築物	3,910	株主資本	3,425,332
器具備品	1,461	資本金	1,136,590
土地	113,752	資本剰余金	1,157,316
無形固定資産	1,494	資本準備金	1,155,807
商標権	1,494	その他資本剰余金	1,509
投資その他の資産	2,885,516	利益剰余金	1,187,896
投資有価証券	413,606	利益準備金	1,200
関係会社株式	2,331,110	その他利益剰余金	1,186,696
関係会社長期貸付金	12,735	繰越利益剰余金	1,186,696
長期前払費用	44,419	自己株式	△56,472
繰延税金資産	33,607	評価・換算差額等	628
差入敷金保証金	17,409	その他有価証券	628
その他	33,084	評価差額金	
貸倒引当金	△457	新株予約権	2,798
資産合計	3,904,753	純資産合計	3,428,759
		負債・純資産合計	3,904,753

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年10月 1 日から
平成27年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		426,358
営 業 費 用		223,390
営 業 利 益		202,968
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,873	
受 取 配 当 金	3,827	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,439	
保 険 解 約 返 戻 金	19,682	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	7,675	
そ の 他	2,623	55,122
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,535	4,535
経 常 利 益		253,555
特 別 利 益		
償 却 債 権 取 立 益	2,500	2,500
税 引 前 当 期 純 利 益		256,055
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	950	
法 人 税 等 還 付 税 額	△7,039	
法 人 税 等 調 整 額	△6,482	△12,571
当 期 純 利 益		268,626

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,136,590	1,155,807	—	1,155,807	1,200	989,343	990,543
当期変動額							
剰余金の配当						△71,272	△71,272
当期純利益						268,626	268,626
自己株式の処分			1,509	1,509			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	1,509	1,509	—	197,353	197,353
当期末残高	1,136,590	1,155,807	1,509	1,157,316	1,200	1,186,696	1,187,896

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△76,008	3,206,932	11,449	11,449	3,180	3,221,562
当期変動額						
剰余金の配当		△71,272				△71,272
当期純利益		268,626				268,626
自己株式の処分	19,536	21,045				21,045
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△10,820	△10,820	△381	△11,202
当期変動額合計	19,536	218,399	△10,820	△10,820	△381	207,196
当期末残高	△56,472	3,425,332	628	628	2,798	3,428,759

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

株式会社C Eホールディングス
取締役会 御中

監査法人シドー

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 和 重 ⑧
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 五 百 蔵 豊 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C Eホールディングスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C Eホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

株式会社C Eホールディングス

取締役会 御中

監査法人シドー

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 和 重 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 五 百 蔵 豊 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C Eホールディングスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて親会社の代表者から事業の報告を受けました。また、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、取締役会への出席や支社・支店の往査等を行い、その事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シド一の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人シド一の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月16日

株式会社 C E ホールディングス	監査役会
常勤監査役	浅山正紀 ㊟
社外監査役	名倉一誠 ㊟
社外監査役	且井信昭 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を継続して実施していくことを基本方針としております。

第20期の期末配当につきましては、当期業績並びに今後の事業展開等を勘案し、普通配当を1株につき17円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金17円
配当総額 金61,193,812円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ①当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による監査等委員会設置会社の法改正にあわせ、コーポレート・ガバナンスの充実を目的として監査等委員会設置会社に移行するため、必要な規定の新設及び削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるようにするものであります。
- ③会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第26条を変更するものであります。なお、現行定款第26条の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略) (機関の設置)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関の設置)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (3)会計監査人 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>第22条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>第25条</u> (条文省略)</p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</p> <p><u>第21条</u> 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p>第30条 監査等委員会は、<u>法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><u>(員数)</u></p> <p>第27条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第28条 <u>監査役を選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の前員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第33条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額とする。</u></p>	(削 除)
<p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第36条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営基盤の一層の強化・充実を図るため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	あか つか あきら 赤 塚 彰 (昭和23年10月28日生)	昭和44年4月 日本電気株式会社入社 平成7年7月 同社インテリジェントシステムサービス本部デスク トップサービス部長 平成10年12月 同社医療システム事業部販売促進部長 平成12年4月 同社医療ソリューション事業部事業推進部長 平成16年4月 同社医療ソリューション事業部医療システムシニア エキスパート兼e-Japan戦略推進部 平成18年8月 同社医療ソリューション事業部医療システムシニア エキスパート兼新IT戦略推進本部 平成18年12月 当社代表取締役社長 平成22年12月 当社代表取締役会長 平成24年6月 株式会社駅探社外取締役（現任） 平成24年12月 当社取締役会長（現任） 平成25年4月 株式会社シーエスアイ取締役会長（現任） 平成27年3月 株式会社エムシーエス取締役（現任） 平成27年10月 株式会社Moccosuku取締役（現任）	11,200株
2	すぎ もと やす あき 杉 本 恵 昭 (昭和25年6月17日生)	平成2年3月 株式会社オネスト代表取締役札幌支店長兼任 平成3年4月 同社取締役 札幌支店長 平成8年3月 当社代表取締役社長 平成15年7月 当社代表取締役会長CEO（最高経営責任者） 平成16年7月 当社代表取締役会長 平成16年12月 当社取締役会長 平成22年12月 当社代表取締役社長（現任） 平成24年6月 株式会社駅探社外取締役（現任） 平成25年4月 株式会社シーエスアイ代表取締役社長（現任） 平成25年4月 株式会社CEリブケア（現 株式会社Moccosuku）取締役（現任） 平成27年3月 株式会社エムシーエス取締役（現任）	277,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	<p style="text-align: center;">た　　は　　ら　　た　　も　　つ 田　原　保 (昭和29年8月4日生)</p>	<p>昭和52年4月 富士通株式会社入社 平成10年10月 同社医療担当部長 平成13年6月 同社中部システム統括部公共システム部長 平成15年4月 同社医療システム事業部長代理 平成17年12月 同社医療システム事業部長 平成21年6月 同社ヘルスケアソリューション事業本部プロジェクト統括部長 平成22年12月 当社常務取締役システム担当 平成25年4月 株式会社シーエスアイ常務取締役システム担当 平成25年4月 株式会社CEリブケア（現 株式会社Moccosuku）取締役 平成25年10月 当社常務取締役新規事業担当（現任） 平成25年10月 株式会社シーエスアイ常務取締役新規事業担当 平成26年10月 同社常務取締役新規事業・品質管理室担当 平成27年3月 株式会社エムシーエス代表取締役副社長（現任） 平成27年10月 株式会社シーエスアイ常務取締役対外戦略担当（現任）</p>	2,600株
4	<p style="text-align: center;">ま　　つ　　ま　　つ　　よ　　し　　た　　か 松　澤　好　隆 (昭和32年6月6日生)</p>	<p>平成9年4月 株式会社ジャパンケアサービス入社総務部総務課長 平成11年7月 同社総務部長 平成12年8月 当社入社 管理部総務課長 平成13年11月 当社管理部部長代理 平成16年7月 当社管理本部管理部長 平成20年12月 当社取締役管理本部長 平成25年4月 当社取締役管理担当 平成25年4月 株式会社シーエスアイ取締役管理本部長 平成25年6月 同社常務取締役管理本部長（現任） 平成26年6月 株式会社ディージェーワールド取締役（現任） 平成26年12月 当社常務取締役管理担当（現任） 平成27年3月 株式会社エムシーエス取締役（現任）</p>	7,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
5	<p style="text-align: center;">みや ぎき ひろ かず 宮 崎 寛 和 (昭和36年11月29日生)</p>	<p>平成8年3月 当社入社</p> <p>平成16年11月 当社執行役員事業推進部長兼医療システム本部東京支店長代理</p> <p>平成20年1月 当社執行役員医療システム事業部東京支店長</p> <p>平成22年7月 当社執行役員医療システム事業部長代理 (営業統括)</p> <p>平成22年12月 当社執行役員医療システム事業部長</p> <p>平成23年10月 当社システム営業本部・システム開発本部統括本部長 (事業推進室長兼任)</p> <p>平成25年6月 株式会社シーエスアイ取締役統括本部長</p> <p>平成26年6月 株式会社ディージェーワールド取締役 (現任)</p> <p>平成26年12月 当社取締役営業担当 (現任)</p> <p>平成27年1月 株式会社シーエスアイ取締役事業統括本部長</p> <p>平成27年10月 同社取締役システム統括担当 (現任)</p>	5,200株
6	<p style="text-align: center;">の むら よし あき 野 村 嘉 昭 (昭和39年5月3日生) 【新任】</p>	<p>昭和62年4月 日本電気株式会社入社</p> <p>平成17年4月 同社東京支社医療営業部長</p> <p>平成20年2月 当社入社</p> <p>平成21年3月 当社医療システム事業部東京支店営業グループシニアマネージャー</p> <p>平成22年7月 当社医療システム事業部東京支店長</p> <p>平成23年10月 当社システム営業本部東京支店長</p> <p>平成25年4月 株式会社シーエスアイ東日本システム営業本部長兼東京支店長</p> <p>平成25年10月 同社執行役員東日本システム営業本部長兼東京支店長</p> <p>平成27年1月 同社取締役営業統括本部長</p> <p>平成27年10月 同社取締役営業統括担当 (現任)</p>	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
7	中家章雄 (昭和37年12月11日生) (社外取締役候補者)	昭和60年4月 日本電気株式会社入社 平成16年10月 同社医療ソリューション事業部第二営業部長 平成21年10月 同社医療ソリューション事業部統括マネージャー 平成23年10月 同社医療ソリューション事業部事業部長代理 平成26年4月 同社医療ソリューション事業部長(現任) 平成26年12月 当社社外取締役(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者中家章雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中家章雄氏は、長年にわたり医療ソリューションをはじめとした各種ソリューション事業に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識に基づく監督機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 中家章雄氏は、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社より使用人としての給与等を受ける予定があり、過去2年間にも受けております。
5. 中家章雄氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	梁 田 真 (昭和23年8月28日生) (社外取締役候補者) 【新任】	昭和46年4月 日本電気株式会社入社 平成10年6月 同社北海道支社長 平成13年4月 同社東北支社長 平成15年7月 同社支配人 平成16年4月 同社執行役員 平成20年4月 株式会社HBA入社 平成20年6月 同社常務取締役 平成26年11月 同社退社	—
2	名 倉 一 誠 (昭和34年1月8日生) (社外取締役候補者) 【新任】	平成7年4月 弁護士登録 平成7年4月 池田雄亮法律事務所入所 平成10年4月 名倉一誠法律事務所開設(現任) 平成19年12月 当社監査役(現任)	—
3	吉 田 周 史 (昭和48年8月3日生) (社外取締役候補者) 【新任】	平成9年4月 中央監査法人入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成19年7月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成25年9月 吉田周史公認会計士事務所設立(現任) 平成27年9月 株式会社ホープ取締役(現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 梁田真、名倉一誠、吉田周史の3氏は、社外取締役候補者であります。

3. 名倉一誠、吉田周史の両氏は東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。両氏の選任をご承認いただいた場合には、両取引所の定める独立役員として指定する予定であります。

4. 梁田真氏は、経営者としての豊富な経験・見識に基づく監督機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 名倉一誠氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から助言・提言をしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 吉田周史氏は、公認会計士としての専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から、職務を適切に遂行していただけるものと期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

7. 梁田真、名倉一誠、吉田周史の3氏が取締役に就任した場合には、当社は3氏の間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。また、この決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
たけうちひろお 竹内弘雄 (昭和27年9月17日生) (社外取締役候補者)	平成元年10月 青山監査法人入所 平成5年3月 公認会計士登録 平成7年8月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 平成25年7月 公認会計士竹内事務所設立(現任) 平成25年10月 税理士登録	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内弘雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
3. 竹内弘雄氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待できるため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 竹内弘雄氏が取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年12月26日開催の第5回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、年額200百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役1名）となります。

なお、当議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

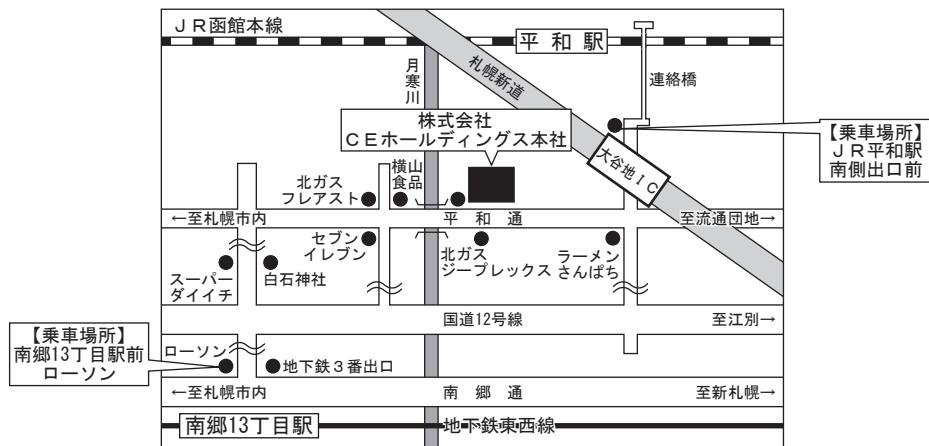
第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、当議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

以 上

株主総会会場のご案内

会場：札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
株式会社CEホールディングス 本社4階会議室
電話：011-861-1600



【交通】

地下鉄 東西線南郷13丁目駅から徒歩15分
J R 平和駅から徒歩12分
タクシー JR新札幌駅から約15分

お車でお越しの方は、上記地図をご参照ください。
本社前にて、当社従業員が駐車場所をご案内いたします。

【CEホールディングス本社】



地下鉄南郷13丁目駅・JR平和駅からの送迎バスのご案内

●乗車場所及び乗車時刻

【南郷13丁目駅前 ローソン駐車場】

10:30に発車いたします。

【JR平和駅 南側出口前】

JR平和駅10:11着(千歳方面行)・10:26着(札幌方面行)の電車に合わせ発車いたします。

※当日は、当社従業員が各駅から送迎バスまでご案内いたします。

※お帰りは、本社から地下鉄南郷13丁目駅、JR平和駅までお送りいたします。